令和８年度四万十市園芸用ハウス等リノベーション事業（追加募集）

四万十市では、施設園芸の振興をはかるため、既存ハウスの長寿命化・高度化による生産基盤強化とデータ駆逐型農業の推進等に要する経費に対し補助金を交付しております。補助金の交付を希望される方は、下記申込期限までに見積書（２者）をご提出ください。

なお、**今回の申し込みは、令和８年度事業として実施しますが、予算に限りがあるため先着順での受付となります。予算上限に達し次第、受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。**

※ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

■事業内容

	内容
補助事業者	1．公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 2．農業者 3．農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織、運営及び会計についての規約があるもの。）
補助要件	1．対象ハウス又は露地圃場に本人所有の環境測定装置を既に導入している又は同時に導入すること。 2．農業者等がIoPクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること。 3．申請する圃場の環境データをSAWACHIに接続すること。ただし、他圃場で環境データを接続している場合はそれに代えることができる。また、環境測定装置がSAWACHIに対応していない場合は出荷データを接続すること。 4．事業を申請する対象ハウス本体が、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している若しくは確実に加入すること。 5．事業実施主体及びその経営している農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられていること又は事業実施年度中に位置づけられることが確実なこと。
補助対象経費	園芸品目において、ハウス内設備及び露地圃場の高度化につながる環境制御装置の導入に要する経費。 1　自動開閉装置 2　環境制御装置 （1）環境測定装置 （2）統合環境制御装置 （3）炭酸ガス発生機（濃度コントローラー、局所施用ダクトファンを含む。） （4）細霧冷房装置 （5）環境データ制御による灌水装置 （6）養液温度管理装置 （7）環境制御に係る新技術導入に必要な機器類 ・2（5）についてハウスでは日射比例式であること。露地圃場に土壌水分の測定できる環境測定装置を設置する場合はこれに限らない。 ・2（7）は公的研究機関又は農業振興センターによる実証データがあり、効果が認められたものに限る。 ・園芸用ハウス整備事業、果樹経営支援対策事業及び新規就農者経営発展支援事業を活用して導入することができる機器及び資材については、本事業で併用申請はできないものとする。 ・施工費及びIoPクラウドへの接続に係る通信料並びに通信に係る経費は本事業の補助対象外とする。
補助率	本体価格の２分の１以内。 ・補助金に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
補助対象限度額	1圃場当たり200万円／10a ・「1.自動開閉装置」及び「2.環境制御装置」の合計額とする。

※本事業において環境測定装置とは、温度、湿度、炭酸ガス濃度を継続的に測定し、環境データとして電子的に記録することができ、記録された環境データを外部出力して農業者等がデータ駆動型農業の実践に活用することができるものをいう。

■申込期限　　令和８年 11 月 27 日（金）

■問い合わせ・提出先

四万十市農林水産課農業振興係　TEL：(0880) 34-1117　担当：今川